

滋賀県留置施設視察委員会について

◆ 委員会設置の趣旨等

平成19年6月1日に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の適正な運営を確保するため、滋賀県警察本部に法律関係者、医師等による滋賀県留置施設視察委員会（以下「委員会」といいます。）が設置されています。

◆ 委員会の設置年月日

平成19年6月1日

◆ 委員会の組織・職務

- ★ 委員会は、4人の委員で組織されており、身分は滋賀県公安委員会が任命する非常勤の地方公務員で、任期は1年です。
- ★ 委員会は、留置施設を視察し、その運営状況について留置業務管理者（警察署長）に意見を述べるすることができます。

◆ 委員会の活動状況

令和6年度中、2回の会議を開催したほか全10施設を視察しました。

◆ 委員会の意見

視察結果等を踏まえ、全10施設の留置業務管理者に対し、次の意見が述べられました。

- ① 留置施設内の設備等、環境の整備に努められたい。
- ② 外国人被留置者の特性を踏まえ、適切な処遇に努められたい。
- ③ 留置勤務員の士気高揚について配慮されたい。

◆ 留置業務管理者が講じた措置の概要

- ① 不具合箇所の発見時は早期に修繕する等、適切な施設管理に努めるほか、空調設備の整備等、居住環境にも配慮します。
- ② 通訳人が手配できない場合は、翻訳機を使用するなどして外国人被留置者と意思疎通を図り、適切な処遇に努めます。
- ③ 閉鎖された空間で働く勤務員が働きやすい環境を整備するとともに、士気が高揚する施策に配慮します。